（その１）



収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　リョクヒノカイ

1 政治団体の名称　緑肥の会

2 主たる事務所の所在地　鳥取県米子市米原5丁目3-20 相野ビル2F

3 代表者の氏名　（姓）湯原　（名）俊二

4 会計責任者の氏名　（姓）大場　（名）兵輔

事務担当者の氏名　（姓）湯原　（名）裕子

（電話）0859-21-2888

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（候補者）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）湯原　（名）俊二

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）湯原　（名）俊二
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（候補者）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

5/21　入力
(2)　(C)　5/29.

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,885,793
（前年からの繰越額）	3,024,726
（本年の収入額）	1,861,067
支　出　総　額	2,972,119
翌年への繰越額	1,913,674

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	855,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,005,190	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,860,190	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,860,190	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	877	
	合　　計	877	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	855,000				
	合　　計	855,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	鳥取から日本を変えよう県民の会	765,190	R7/4/9	鳥取県鳥取市賀露町128番地2	代表　伊藤　保	
2	立憲民主党鳥取県第2区総支部	240,000	R7/12/1	鳥取県米子市米原５丁目3-20相野ビル2F	代表　湯原　俊二	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,005,190				
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,005,190				

その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	25,500	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	140,172	0	
(4) 事務所費	803,009	0	
小計	968,681	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	331,434	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	1,432,004	0	
(6) その他の経費	240,000	0	
小計	2,003,438	0	
合計	2,972,119		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	街頭用メガネ	35,200	R7/8/18	㈱メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8-6	
2	名刺代	24,310	R7/11/25	株式会社ライトスタッフ	鳥取県米子市両三柳214	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	59,510				
	その他の支出	80,662				
	合計	140,172				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	料金後納利用代(レタックス)	28,040	R7/1/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	料金後納利用代(レタックス)	39,880	R7/2/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	料金後納利用代(レタックス)	33,780	R7/3/21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	料金後納利用代(レタックス)	45,840	R7/4/21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	料金後納利用代(レタックス)	30,060	R7/5/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	料金後納利用代(レタックス)	38,700	R7/6/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	料金後納利用代(レタックス)	31,440	R7/7/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	料金後納利用代(レタックス)	38,640	R7/8/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	料金後納利用代(レタックス)	31,400	R7/9/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	料金後納利用代(レタックス)	40,800	R7/10/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	料金後納利用代(レタックス)	32,640	R7/11/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
12	料金後納利用代(レタックス)	32,530	R7/12/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
13	年末調整事務報酬費	12,100	R7/2/7	まほろば税理士法人	鳥取県米子市河崎1373番地4	
14	自動車共済金	51,390	R7/4/28	鳥取西部農業協同組合米子中央支所	鳥取県米子市東福原1丁目5-16	
15	自動車税	36,000	R7/6/2	鳥取県西部県税事務所長	鳥取県米子市加茂町1丁目1	
	この頁の小計	523,240				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	自動車税	51,700	R7/6/2	湯原　裕子	鳥取県米子市彦名町6682-1	
17	自動車共済金	33,050	R7/6/27	鳥取西部農業協同組合米子中央支所	鳥取県米子市東福原1丁目5-16	
18	自動車故障対応	21,700	R7/9/7	日本自動車連盟JAF	鳥取県米子市二本木259-9	
19	自動車共済金	47,720	R7/10/27	鳥取西部農業協同組合米子中央支所	鳥取県米子市東福原1丁目5-16	
20	車修理代	70,000	R7/10/2	(有)竹中自動車	鳥取県西伯郡日吉津村日吉津209-1	
21						
	この頁の小計	224,170				
	その他の支出	55,599				
	合計	803,009				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	宿泊代	36,000	R7/2/26	銀座グランドホテル	東京都中央区銀座8-6-15	
2	航空券代	18,070	R7/3/31	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	
3	旅客運賃料金	47,640	R7/6/26	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	
4	旅客運賃料金	17,500	R7/9/3	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	
5	旅客運賃料金	27,870	R7/9/14	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	147,080				
	その他の支出	8,000				
	合計	155,080				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	梨代	13,400	R7/8/28	鳥取中央農業協同組合北栄営農センター	鳥取県東伯郡北栄町妻波1725-2	
2	梨代	58,470	R7/9/17	鳥取中央農業協同組合中央営農センター	鳥取県東伯郡湯梨浜町中興寺343	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	71,870				
	その他の支出	0				
	合計	71,870				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	47,500				
	合計	47,500				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	食事代	31,500	R7/2/7	マカロニ食堂	鳥取県米子市四日市町46	
2	食事代	25,484	R7/8/1	魚ろばた　海座	鳥取県米子市角盤町1-152-1-2-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	56,984				
	その他の支出	0				
	合計	56,984				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金として	1,432,004	R7/12/20	立憲民主党鳥取県第2区総支部	鳥取県米子市米原5丁目5-20相野ビル2F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,432,004				
	その他の支出	0				
	合計	1,432,004				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					その他経費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	金銭以外による寄付相当分	240,000	R7/12/1	立憲民主党鳥取県第2区総支部	鳥取県米子市米原5丁目3-20相野ビル2F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	240,000				
	その他の支出	0				
	合計	240,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☑	□	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	立憲民主党鳥取県第2区総支部	4,100,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　4月　29日

政治団体の名称　緑肥の会

会計責任者の氏名　大場　　兵輔　大場

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和8年　5月　11日

緑肥の会
代表　湯原　俊二　殿

登録政治資金監査人　播間光広
登　録　番　号　第　2865　号
研修修了年月日　平成21年10月15日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、緑肥の会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、緑肥の会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

緑肥の会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、緑肥の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上